広報いながわ

平成14年(2002年)1月1日　臨時号

町花 つつじ　町木 松

昭和46年4月1日制定

編集・発行　猪名川町役場町長公室広報広聴係
〒666−0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑一−一　電話番号 0727（66）8707　ファックス番号 0727（67）2255
ホームページアドレス（URL）http://www.town.inagawa.hyogo.jp　電子メールアドレス koho@town.inagawa.hyogo.jp

都市計画マスタープラン・緑の基本計画　特集

都市計画マスタープラン 緑の基本計画 策定中！

パブリックコメントを募集します

都市計画マスタープラン
住みよいまちづくりに向けて

町では、本年度、都市計画マスタープランおよび緑の基本計画の策定作業を進めています。この二つの計画は、都市計画区域の市町を対象としたまちづくりの計画であり、その市町の創意工夫のもと、住民意見を反映した計画となることが重要とされています。

このことから、今回、両計画の素案がまとまりましたので、住民の皆さんからのパブリックコメント（意見）を募集します。

ここでは、その概要を紹介いたしますが、素案全体の内容は、都市計画課、日生・六瀬住民センター、生涯学習センターなどで閲覧できるほか、ホームページにも掲載しています。

都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランとは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民意見を反映し、まちづくりの将来ビジョンを具体的かつきめ細かく定めることができるマスタープラン（基本計画）のことです。

マスタープランは、土地利用について拘束力を持つものではなく、具体的な土地利用規制などを定める都市計画の指針です。

まず、マスタープランによって、まち全体の長期的な構想を立て、これに沿って都市計画の詳細を決定・実現していくことでバランスのとれたまちづくりが可能になります。

都市計画マスタープランの構成

その構成は、大きくは町全体の目指すべき都市像や、その整備方針を示す「全体構想」と、各地域ごとのまちづくりの考え方やその整備内容等を示す「地域別構想」で構成されます。

ただし、本町での地域別構想については、全体構想を地域住民に示す中で、地域の意見・意向を踏まえ策定することとしています。

地域別構想の策定は、次年度以降順次取り組むこととしており、地域住民の皆さんとともに、考えていきます。

計画の目標年次

●目標年次　平成33年度
（長期的な展望にたち20年後）

●中間年次　平成21年度
（都市施設の整備方針等の目標）

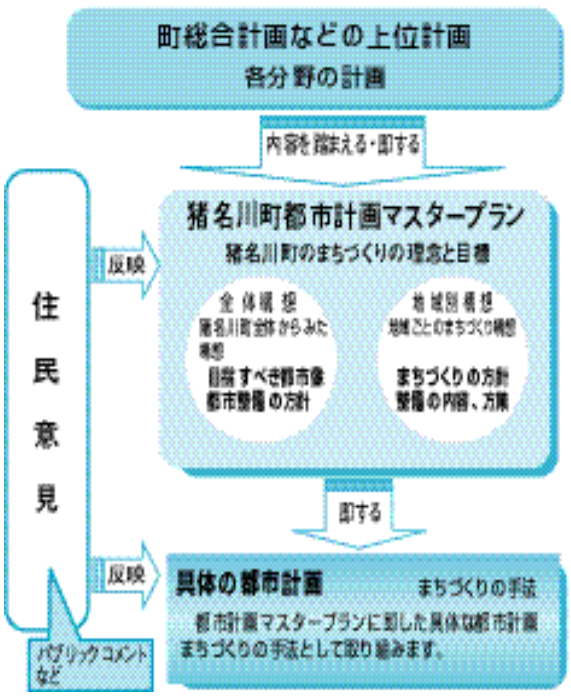

まちづくりの実現方策

都市計画マスタープランに示した内容の実現に向けて、次のような考えのもと、まちづくりを進めていきます。

★実現に向けての考え方

誰もがいつまでも住み続けたい安全で、安心な、魅力あるまちづくりを実現させるためには、住民自らが積極的にまちづくりに参加することが必要です。

本町では、まちづくりにおいて、住民・企業・行政がそれぞれの役割分担と相互の協働により、将来の都市像の実現に向けてまちづくりを進めていきます。

★参加型まちづくりの推進

まちづくりへの地域住民の参加が、将来の都市像の実現に向けた重要な取り組みであり、また、地域住民とともに地域のまちづくりを話し合い、考え合うことが、住民とともに将来の都市像を共有するとの認識のもと、まちづくりへの住民参加を推進していきます。

★まちづくりの推進体制

地域の主体的なまちづくり活動には、地域のまちづくりリーダーの存在が大きな力となることから、まちづくりに必要な情報の提供や活動の支援により、まちづくりにおける人づくりの支援に努めます。

本計画は、上位計画を踏まえて策定しており、上位計画や社会経済の動向・変化に応じ見直しを行うこととします。また、地域住民の皆さんとともに策定する地域別構想がまとまった時点においては、地域別構想を含めた都市計画マスタープランとして、再度とりまとめていくこととしています。

▲まちづくりの勉強会

将来の都市像（まちづくりの目標）
豊かな自然と共生する田園都市　いながわ

〈まちづくりの基本的な考え方〉

豊かな自然環境と調和した魅力あるまちづくりを進めるため、居住環境に優れた市街地の形成、生活利便性に優れた魅力ある里山・田園集落の整備に向けた取り組みを推進します。

また、自然環境や歴史文化と調和した良好な景観形成を図るとともに、京阪神大都市圏に残された豊かな自然環境が、住む人・訪れる人にとってこころの豊かさを与えてくれる貴重な財産として、守り・育てる取り組みを推進します。

将来人口の想定

平成12年度	29,092人	基準年次
平成21年度	39,000人	中間年次
平成33年度	51,000人	目標年次

地域全体の発展基盤を形成する「一体性の確保」

将来の都市像「豊かな自然と共生する田園都市 いながわ」を実現するための３つのテーマ

次世代の生活・住宅都市としての「多様性の創出」

猪名川らしさ・個性を演出する「独自性の追求」

都市整備の方針

★交通整備方針

安全・快適で円滑な交通処理を行うとともに、交通網の整備、地域相互の交流を深める体系的な道路網・交通結節点の整備を目指します。

誰もが利用しやすく環境にも配慮した交通体系の形成を目指します。

★公園緑地整備方針

公園化推進計画および緑の基本計画などに沿い、水と緑の豊かなまちづくりを目指します。

猪名川を中心とした水辺空間では、水と親しみ、憩える空間づくりを目指します。

★下水道・河川整備方針

良好な生活環境の形成と水質汚濁などの環境悪化を防止するため、下水道整備を進めます。

安全で災害に強い河川づくりを進めていくと同時に、人々に憩いとやすらぎを与える水辺空間の形成を目指します。

★その他公共施設整備方針

基盤施設、医療・福祉施設、文化・教育施設等をはじめとするその他の公共施設については、今後の人口動向や既存施設の活用・近隣市町との連携などによる効率的な公共施設運営を図りながら、適切で効率的な施設の配置を目指します。

★自然環境保全および都市環境形成方針

豊かな自然環境の保全と活用を図るため、自然と共生する快適で魅力あるまちづくりを目指します。

緑ゆたかな市街地環境の創出を図るとともに、公園、緑地、河川、ため池、歴史的・文化的施設、景勝地などのネットワーク化を目指します。

★景観形成方針

魅力ある良好な景観形成を図るため、周辺の自然環境や歴史文化と調和した景観の保全・創出を目指します。

★市街地整備方針

良好で計画的な市街地の整備を図るため、既成市街地と進行市街地および新市街地のそれぞれの区域で、拠点となる地区の役割を定め、都市機能の整った市街地整備を目指します。

★住宅整備方針

良好な住宅市街地の形成のため、計画的な住宅地の整備を誘導し、質の高い良好な住宅市街地としての環境形成を目指します。

★都市防災方針

阪神・淡路大震災の教訓を活かし、災害に強いまちづくりを目指します。

地震などの災害時に、一時的に避難できるよう、公園緑地、道路などのオープンスペースを活用、防災空間の形成を目指します。

緑の基本計画

緑豊かなまちづくりに向けて

緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、市町村が、緑地の適正な保全・整備や緑化の推進等について、様々な取り組みを計画的に進めていくために定める計画であり、計画の対象とするのは、町内の緑に関すること全般です。すなわち、緑地の保全、樹木等の保全、公園等の整備、道路緑化、河川水路の緑化、学校緑化、住宅地の緑化、緑に関するイベントなど、緑に関するあらゆることがらについて、今後の取り組みの方針を表わすものとなります。

★『川の緑』の保全と活用に係る施策

①町の緑の骨格としての猪名川の保全と活用

②「親水空間」と緑のネットワーク化の実現

③河川沿いの緑を防災に役立つ緑として保全

④猪名川景観軸の形成

★『山・里の緑』の保全と活用に係る施策

①県立自然公園等の緑地の保全

②都市と農村の交流の場として山林・田園環境の保全と活用

③豊かな自然を活かしたレクリエーション拠点の形成

④地域らしさのある公園整備の実現

⑤地域特性を考慮した地域公園（コミュニティ公園）の整備

⑥森の保水力を高め、防災に役立つ緑地の形成

⑦町を特徴づける自然景観軸の形成

★『まちの緑』の保全・創出に係る施策

①ニュータウン外周緑地の保全と活用

②市街地内の積極的な公園整備の実施

③公園の再整備について

④防災と緑のネットワークの形成

⑤公共公益施設の緑化の推進

⑥民有地における緑化の推進

★住民参加の「仕組み」づくり

住民意識調査の結果から、多くの人々が将来において、緑は減少するとの意見から、緑の減少に懸念を感じていることや、緑を守り・育てるとの意識を持つ人が、9割以上もあることが解りました。さらに、緑化のためには、地域の要望や希望を取り入れ、住民・企業・行政が中心となって取り組むべきとの意見が多いことや、住民自らが公園等整備の企画から維持管理まで参加できる仕組みづくりや、緑の相談員の適正な配置、気軽に参加・体験できるプログラム等ソフト面での整備に期待が寄せられているとの、貴重な意見を背景に、緑の将来像である“水と緑のふるさとづくり”の実現を目指すには、地域が一体となって、それぞれの役割分担で相互の協働が果せる、「仕組み」づくりの確立が重要なことです。

★住民参加の制度づくり

・緑化を推進するために、ワークショップ方式等による住民参加を促進します。

・身近な公園・緑地等の日常的な維持管理について、住民参加を促進する手法（アドプト制度等）の活用を図ります。

・森林や棚田の維持、保全に対する広域的取り組みとして、森林オーナー制度、棚田オーナー制度等の、都市住民による奉仕活動の支援や、制度づくりを推進します。

★住民参加の支援体制づくり

・本町では、緑化の施策について、その活動団体等の意見を基に、ボトムアップ方式にて計画・実施します。

・河川や道路、歩道、公園等の公共空間の緑化や、美化に携わる緑の活動団体の運動や、取り組みを積極的に応援します。

・文化財や歴史的に価値のある社寺仏閣の背景を構成する、自然度の高い植生や樹林は、適性に維持管理するとともに、保護活動への積極的な支援を行います。

・公園樹木や街路樹の剪定した枝葉をチップにして堆肥や樹木の保護材としてリサイクルし、マルチング材、土壌改良材等として無料で配布し、緑化への取り組みを支援します。

★住民参加を育てる緑の場づくり

・住民意識調査の結果から伺えるように、緑を守り育てる障害となっているのは、“参加する機会が無い”や“気軽に相談できる人が身近に存在しない”等の意見が寄せられていることから、「緑の相談室」や「ガーデニング教室」の開催等を行い、緑を育てる場づくりを行うとともに、緑に対する住民の関心に応える適切な情報提供を行います。

・町の緑や自然への理解を深めるため、身近な自然環境にふれるイベントの開催等を実施します。また、いながわまつりや各種イベント時に、町民が育てた花や緑の交換会や展示、技術的交流の場の提供やフリーマーケット、植木市等の各種緑化活動を活性化させるイベントや取り組みを積極的に行います。

民有地の緑化例

▲公園リニューアルについてのワークショップ

緑の将来像
水と緑のふるさとづくり

〈基本的な考え方〉

本町では、先人が育んできた猪名川の豊かな郷土の緑を、豊かな生活環境を築く基礎と捉え、行政、住民が一丸となって守り育て、創ることによって、後世へより良い状態で引き継ぐ取り組みを行います。その過程で地域の人と人の交流や自然との良好な関係が構築され、さらには阪神間の住民との交流を進め、本町に集う人々が誇れる『水と緑のふるさとづくり』を緑の将来像として実現に向けて取り組みます。

都市計画マスタープラン 緑の基本計画 策定の流れ

現況整理・住民アンケート	
⇩	
まちづくり・緑についての意見募集	平成13年９月１日号広報いながわに掲載し意見募集しました
⇩	
素案の策定	住民意向把握・県等関係機関との調整を経て素案を作成しました
⇩	
パブリックコメントの募集	募集は、この広報のほかホームページでも実施します
⇩	
原案の作成	パブリックコメントの内容を踏まえ原案を作成します
⇩	
町都市計画審議会へ諮問・答申	
⇩	
策定・公表 知事への通知	計画内容は、パンフレットなどを作成し、広く住民に公表します

パブリックコメント募集

都市計画マスタープランおよび緑の基本計画の素案に対してパブリックコメントが提出できます。

▼募集期間　1月4日（金）～同31日（木）まで

▼応募方法　封書かハガキに、パブリックコメント（住民意見）、住所、氏名を記入のうえ、都市計画課へ。

ＦＡＸ66・８８８１または電子メール（tokei@town.inagawa.hyogo.jp）でも受付けています。

パブリックコメントとは

行政が政策や計画等を立案するにあたり、募集する住民意見を指します。

募集の時期は、その政策や計画策定の内容等により異なりますが、今回は素案に対しパブリックコメントを募集しています。

計画（素案）の閲覧

両計画の素案について、住民の皆さんに内容をご理解いただき、一人でも多くの方からご意見をいただくため、その全編を町役場都市計画課、日生・六瀬住民センター、生涯学習センターで閲覧できます。（閲覧期間はパブリックコメント募集期間と同様）

また、町ホームページ（都市計画課ページ）でも計画（素案）の概要が閲覧できます。ホームページからパブリックコメントも提出できます。

このようなまちづくりの計画作成の段階から住民の皆さんに積極的に参加いただくことは、よりよいまちづくりを進めるうえで大きな力となります。

皆さんのご意見をお待ちしています。

都市計画マスタープラン 緑の基本計画 に関するお問い合わせは、都市計画課へ（　66－8704）